

(仮称)葛飾区児童相談所 設置に係る住民懇談会を 開催しました(お知らせ)



平成31年1月31日(木)午後7時から立石地区センター別館にて開催し、建設候補地周辺の20人を超える方々にご参加いただきました。懇談会で配布した資料の一部や懇談会の様子などについて、お知らせいたします。
 今後は、平成31年度から策定作業に入る(仮称)葛飾区児童相談所基本構想・基本計画(案)が一定程度まとまった時点で、あらためて住民懇談会を開催し、今回同様、周辺住民の皆様からご意見をお伺いする機会を設けます。併せて、児童相談所や一時保護所に対するご理解をより一層深めていただき、設置に向けて葛飾区全体で機運を高めていける機会を新たに設けます。

1 配布資料(抜粋)

(仮称) 葛飾区児童相談所の設置について

1. 検討の経緯
2. 区に児童相談所を設置する
3. 開設時期
4. 建設候補地
5. 児童相談所とは
6. 一時保護所とは
7. 今後のスケジュール

1 検討の経緯

○平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、
)になりました。
 表に相談や援助を行い、子
 ける行政機関です。
 虐待件数は年々増え続け、
 ます。
 以上に迅速かつきめ細や
 くことが重要であること

2 区に児童相談所を設置すると

○現在の児童虐待への対応は、区と都が相互に連携・協力しながら対応
 しています。

これまで以上にきめ細やかな一貫した支援が可能になります。

5 児童相談所とは

○児童福祉法に基づいて設
 ○18歳未満の子どもに関す
 ど、子どもの健やかな成
 いく専門の相談機関です。
 ○児童福祉司、児童心理司
 による相談や支援を行い
 ○現在、東京都には11の児
 ○11の児童相談所のうち、
 (足立児童相談所の管轄区：足立区、葛飾区)

4 建設候補地

○葛飾区立石二丁目179番1,2号 (2,168.12m)
 ○区中心部、一定規模の面積、区役所などの連携先が至近にある
 有効性、開設時期などを総合的に勘案し、候補地としました。

6 一時保護所とは

的に保護する機能です。
 れています。

護者の死亡、病気、逮捕、家出、離婚などにより子どもが家庭
 ることが困難な状況が生じたとき
 虐待などの理由により、子どもの安全を迅速に確保する
 るとき

7 今後のスケジュール

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
計画策定		基本構想・基本計画				
建物設計			基本設計 実施設計			
建物工事				建築工事		

○平成31年1月現在の見込みであり、今後の検討状況等によっては、
 変更する場合があります。

2 懇談会の様子

当日は、夕刻からの雨にも関わらず、建設候補地周辺にお住まいの多くの方々にご参加いただきました。誠にありがとうございました。

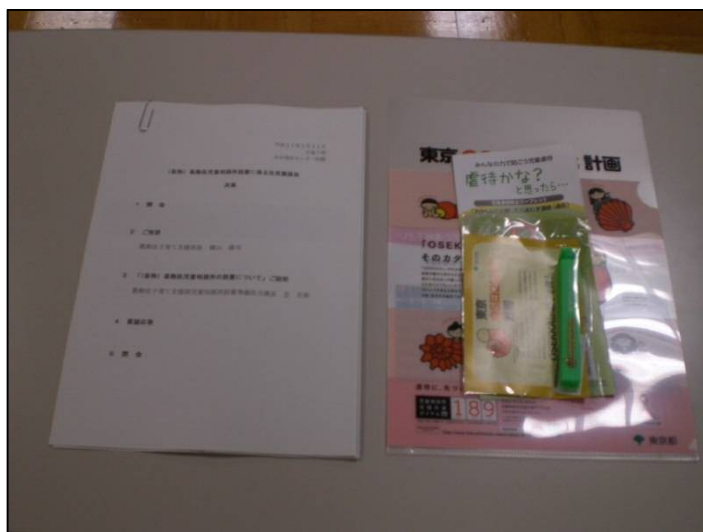
冒頭の子育て支援部長あいさつ、児童相談所設置準備担当課長からの説明後、ご参加いただいた方からご質問をお受けいたしました。ご質問の内容としては、一時保護所における乳児の受入や、非行少年を受け入れた後の一時保護所外での行動についてご質問をいただき、全体を通して一時間程で終了いたしました。



▲横山雄司子育て支援部長あいさつ



▲忠児童相談所設置準備担当課長説明



▲当日配布した資料（左）と「児童虐待防止」のメッセージを込めているオレンジリボン運動のご紹介（右）をさせていただきました。



▲今回の開催をご案内させていただいたチラシです。「青い空」「白い雲」は、児童相談所や一時保護所の利用を通じて、被虐待児が虐待から解放され、未来に向けて大きく羽ばたいてほしいという願いが込められています。

3 問い合わせ先

葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課子ども家庭支援担当係 担当：宮木、関戸
〒125-0062 葛飾区青戸4-15-14（健康プラザかつしか内）
電話：03-3602-1247（直通）
メール：113000@city.katsushika.lg.jp

